

# 令和3年度 学校教育課 <重点施策>

## I. 幼児教育・義務教育の充実

### 1 保幼小中一貫教育における連携事業の継続実施 <保幼小連携の強化、小中一貫教育の推進>

#### (1) 保幼小の学びの連続性に向けた継続実践

認定こども園と小学校との意見交換や合同の研修の機会、接続期のカリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の実践を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して連携を図る。

また、幼児段階での音韻処理や目のコントロール改善を意識した指導について継続実践していく。

#### (2) 保幼小中連携の共通理解と互恵性のある交流活動の実施

子どもの「生きる力」を育むことを目的として、様々な出会いや経験を可能とする交流活動を実施する。その際、各年齢や発達の段階に応じて、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、互恵性のある共同学習を実践する。

#### (3) 小中一貫教育の充実

児童生徒、教職員、保護者に対するアンケート結果から浮かび上がった課題である「読書活動」に注目し、充実、改善を図る。各中学校区における小中共通実践として、学習活動において「読む力」の向上を意識し、読解力や想像力、思考力、表現力等を身に付けた児童生徒を育成していく。

保護者に対しても、市教育委員会や学校発のたより等を通じて、活動内容や成果と課題に関する情報発信と協力依頼をし、学校と家庭が一体となって小中一貫教育の充実を図っていく。

### 2 「基礎的・基本的な知識・技能」の定着、「思考力・判断力・表現力」の育成と授業改善 <確かな学力の育成>

#### (1) 「基礎的・基本的な知識技能」の定着と「思考力・判断力・表現力」の育成

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、児童生徒の実態や課題を把握するとともに、「鴨川市版学力向上プラン」の「鴨川市版漢字検定」「家庭学習の手引き」「読書活動」や、県教育委員会の「ちばっ子チャレンジ100」「ちばのやる気学習ガイド」を継続して取り組む。

#### (2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善

各中学校区の共通実践事項を児童生徒に意識させ、学びに向かう姿勢づくりをする。具体的には、県教育委員会の示す「実践モデルプログラム」や南房総教育事務所の示す「セルフ・チェックシート」を活用し、自分の考えやまとめを書く活動やペアやグループでの話し合い活動を充実させる等、授業改善を図る。

また、校内や学校間で、オンラインを含む相互授業参観を実施し、授業力の向上を図る。

### 3-1 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくり <特色ある教育の実施>

#### (1) 手書きノートとタブレットPCを両立した授業の工夫

手書きノートを使用することの長所と、タブレットPCを使用することの長所を互いに活かしながら、1授業時間（45分～50分）の中で両方を効果的に活用していくために、様々な教科において教職員一人一人が授業改善に取り組む。

「調べる」「比べる」「まとめる」「映像や写真などで記録したものを見直す・振り返る」など、具体的な学習活動毎に有効となる各校のタブレット活用法を集約し、市内の教職員が共有できるようにする。

#### (2) 児童生徒による情報モラル教育への主体的な働きかけと、家庭と連携した学習環境づくり

インターネットを利用し、学校で学んだことをもとに家庭でさらに深く追究するなど、学校と家庭でつなぎ目のない教育の実現を目指す。そのために、家庭でもインターネットを利用した学習活動が安全・安心に取り組めるようにする。児童生徒自身によるインターネットの利便性・危険性についての話し合いや利用時のルールづくりをする場を設けることで、児童生徒が情報モラル教育へ主体的に取り組むための働きかけをする。

また、学校と家庭が連携し、児童生徒のインターネット検索履歴等の確認や見守りをするなどで、安全なICT学習環境づくりに取り組む。

#### (3) テレビやプロジェクター等の大型提示装置の活用と併行した新たな機器活用法の工夫

大型提示装置を効果的に活用した指導法をより充実させるとともに、児童生徒がタブレット上で表示している画面を教師が選択し、他の児童生徒のタブレット画面に配信するなど、新たな機器の活用法や授業の進め方を工夫し、授業実践する。

#### (4) プログラミング教育に向けた教職員の指導力向上

「順次（記された順に処理）」「反復（繰り返し）」「分岐（条件）」により、目的に向けて段取りや手順を考える力を児童生徒が身につけられるように、教職員を対象に指導力向上をねらいとした研修を実施する。

### 3-2 「命を守る」教育の充実 <豊かな心を育む教育の推進、体力の向上と健康の推進>

#### (1) いかなる状況においても、自分を大切にし、他者を思いやる教育の実践

常に、児童生徒一人一人が自己を尊重し、自己肯定感を高めるとともに、友だちに対しても同様に接することができるよう、道徳科の授業等を通して実践し、教科書に掲載された題材について児童生徒一人一人が「自分のこと」として捉えられるように、教材研究時に教師が発問を精選する。

#### (2) 生涯にわたり自分の健康を維持するための健康教育の実践

感染症拡大を防ぐために児童生徒が実践できることを教師が精選し、児童生徒に工夫して提示するなど、感染予防に係る指導を継続して行う。

また、フッ化物洗口による歯と口の健康維持等、児童生徒が健康を維持していけるよう、学校歯科医や市歯科衛生士、保健師、栄養士等と連携しながら保健教育に取り組む。

#### (3) 自然災害等による非常事態時に対応できる防災教育の実践

校内・校外を問わず、児童生徒一人一人が、自然災害による非常事態時に自分の命を守るためにはどのような行動をとればよいか、多くの考え方に触れながらシミュレートし、最善策について検討していく授業を実施し、万が一の時の迅速な行動に結びつける。

### 4 インクルーシブ教育システム構築のための取組 <一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導の充実>

全児童生徒への「意識調査」を実施し、児童生徒一人一人の困り感や実態を把握するとともに、「鴨川市版授業スタンダード」を活用して、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりや環境づくりを推進する。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用することで、認定こども園や学校が、医療機関や関係機関等と連携しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実に努める。

また、教職員を対象とした特別支援教育の研修の場を設定し、指導力の向上を図る。

## II. 学校教育環境の整備充実

### 1 5か年計画における学校施設等の計画的整備 <長寿命化や大規模改修への対応>

5か年計画をもとに計画的な整備を進めるとともに、様々な学校環境における課題に対応することで、児童生徒が安心して学べる教育環境づくりを図っていく。

### 2 教職員の多忙化に伴う長時間勤務是正に向けた取組 <教員の意識改革と勤務時間の縮減>

学校教職員の多忙化解消に向け、「学校における働き方改革」を推進する。令和元年10月に策定した「学校における働き方改革推進ガイドライン」や、部活動指導における「鴨川市の学校に係る部活動の方針」を基に、「学校における働き方改革」を教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れ、教職員の多忙化解消に向けた取り組みの改善を図っていく。

加えて、校務支援システム導入の準備を進める。

### 3 コミュニティ・スクール（CS：学校運営協議会制度）の導入 <開かれた学校づくり>

学校が保護者や地域と目標やビジョンを共有し、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を推進するため、各学校と連携しながら、市内全小中学校のCS導入に向けた環境整備を進める。

### 4 学校給食の調理及び配送業務委託の更新 <民間委託の推進>

令和4年度から令和6年度までの調理及び配送業務委託について、プロポーザル方式により業者選定及び委託契約を行う。

### 5 食育指導推進拠点校を中心とした食育の推進 <学校や家庭との連携>

食育指導推進拠点校（鴨川中：令和2年度から2年間）を中心に、学校や家庭と連携を図り、児童生徒への食育指導の充実を図っていく。

